

本庄市住宅用エネルギーシステム設置補助金 チェックシート

申請前に必要な書類が全て揃っているか、チェックして申請にお越してください。

申請に必要な書類

共通様式

- ① 本庄市住宅用エネルギーシステム設置補助金交付申請書（様式第1号）
※A4サイズ片面印刷で提出すること
- ② 案内図（補助対象工事等の場所の地図）
- ③ 見積書のコピー（補助対象工事等の内容及び金額の内容が確認できるもの）
 - ・依頼者（宛名）＝申請者であること
 - ・設置住所＝補助対象工事等の予定場所であること
 - ・原本不可（コピーを提出すること）※当該書類に、導入する設備の種類ごとの経費が記載されていない場合は、内訳書の写しを提出してください。
- ④ 建築基準法第6条第4項に規定する確認済証のコピー（新築住宅のみ）
- ⑤ 「世帯全員」「続柄」が記載の住民票（コピー不可）（申請日より3ヶ月以内に発行されたもの）
※既存住宅や建替で設置する方で、住所の移転がない場合のみ
（注意）「親と同居・近居（市内）」「生計を一にする中学生以下の親族と同居」の要件に該当し、加算を受ける場合には、戸籍謄本等が必要になることがあります。申請前にお問い合わせ先までご相談ください。

☆住民票交付窓口 ・市民課（市役所1階） ・支所市民福祉課（アスパアこだま1階）
〔マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストア等で取得できます。〕

- ⑥ 市税に滞納がない証明書（申請時に、市内に住民登録がある場合のみ）
（申請日より3ヶ月以内に発行されたもの） ※「納税証明書」不可
（注意）⑤⑥については、申請後に住所の移転がある場合、実績報告書の提出時に新しい住所が記載されたものをそれぞれ提出してください。

☆市税に滞納がない証明書交付窓口
・課税課（市役所1階） ・支所市民福祉課（アスパアこだま1階）

- ⑦ 債権者登録申出書
（注意）振込口座情報の口座名義は、申請者ご本人名義の口座をご記入ください。

（※提出書類を訂正する際は、二重線を引き、余白に記入して、フルネームで訂正署名をしてください。）

個別様式

【HEMSを導入する方】

- HEMS（本体・モニター等）の内容が確認できる仕様書、パンフレットの写し等。
- 設置予定箇所の写真をA4サイズ用の紙にカラー印刷、または貼り付けて提出してください。

【太陽熱利用システムを導入する方】

- 太陽熱利用の内容が確認できる仕様書、パンフレットの写し等。
 - 〔自然循環型〕集熱器と貯湯槽が一体のもの
 - 〔強制循環型〕集熱器と蓄熱槽が独立し、動力を用いて不凍液等を強制的に循環させるもの
- 設置予定箇所の写真をA4サイズ用の紙にカラー印刷、または貼り付けて提出してください。

【地中熱利用システムを導入する方】

- 設置位置を示す平面図
- 地中熱利用システムの内容を確認できる仕様書、パンフレットの写し等。
- 設置予定箇所の写真をA4サイズ用の紙にカラー印刷、または貼り付けて提出してください。

【蓄電システムを導入する方】

- 蓄電システムの内容が確認できる仕様書、パンフレットの写し等。
(いずれかの添付書類に、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されている登録パッケージ型番を記載してください。)
- 〔新築の場合〕建築予定箇所の写真を添付し、平面図に蓄電池本体、パワーコンディショナー、モニター（設置の場合）、分電盤等の設置予定箇所を記入したものを提出してください。
- 〔既存の場合〕蓄電池本体、パワーコンディショナー、モニター（設置の場合）、分電盤等の設置予定箇所の写真を提出してください。

【電気自動車を購入する方】

- 電気自動車の内容が確認できるパンフレットの写し等。
- 保管予定箇所の写真をA4サイズ用の紙にカラー印刷、または貼り付けて提出してください。

- (注意)
- 燃料の種類が電気のみであること（PHV・HVは対象外）
 - V2Hを介した住宅への給電機能を有すること
 - 車両の所有者名義が申請者であること（リース、残価設定クレジット等は対象外）
 - 3年間は継続して所有すること
 - 住宅の敷地内に保管できること
 - 充電ケーブルは補助対象経費に含まれません。

【電気自動車充電設備（V2H）を導入する方】

- V2Hの内容が確認できる仕様書、パンフレットの写し等。
- 設置予定箇所の写真をA4サイズ用の紙にカラー印刷、または貼り付けて提出してください。
(注意) 設備の所有者が、申請者であること（リース等ではない）